

助成対象事業、助成限度額及び助成率（両助成金区分共通）

助成対象事業	助成対象者	助成限度額・助成率
①新製品（商品）の開発、 ②販路拡大 ③人材育成（①、②につながるもの）	中小企業者等	助成限度額 50 万円以上 300 万円以内、助成率 2 分の 1 以内 （※ 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大または原油・原材料高騰等の影響により売上等が減少した事業者については 3 分の 2 以内） （※ 2 地場産業枠のみ小規模企業者は助成限度額 50 万円以上 100 万円以内で、助成率 3 分の 2 以内が選択できます。）
	中小企業者団体等	助成限度額 50 万円以上 600 万円以内、助成率 2 分の 1 以内
①新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発、 ②販路拡大（①につながるもの） ③人材育成（①につながるもの）	中小企業者等	助成限度額 50 万円以上 300 万円以内、助成率 3 分の 2 以内